

平成二十五年法律第二百二十二条

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条）	講べき社会保障制度改革の措置等
第二章 社会保障制度改革の措置等（第二条—第六条）	社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議
第三章 社会保障制度改革推進会議（第十七条）	社会保障制度改革推進会議（第十八条—第二十一条）
第四章 雜則（第二十八条・第二十九条）	附則

第一章 総則（目的）

（目的）この法律は、社会保障制度改革推進法（平成二十四年法律第六十四号）第四条の規定に基づく法制上の措置として、同法第二条の基本的な考え方のつどり、かつ、同法第二章に定める基本方針に基づき、同法第九条に規定する社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、同法第一条に規定する社会保障制度改革（以下この条及び次条第一項において単に「社会保障制度改革」という。）について、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議を設置すること等により、社会保障制度改革を総合的かつ集中的に推進するとともに、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、社会保険制度改革会議を設置すること等により、社会保険制度の確立を図るために、社会保障制度の確立を図るために、社会保険制度改革を推進することを目的とする。

第二章 講すべき社会保障制度改革の措置等（自助・自立のための環境整備等）

（自助・自立のための環境整備等）政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するために、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわりなく働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等（次項において「自助・自立のための環境整備等」という。）に努めるものとする。

2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進をするものとする。（少子化対策）

3 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに職業生活と家庭生活との両立を推進する観点から、幼児期の教育及び保育その他の子育て支援の総合的な提供、平成二十五年六月十四日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針に記載された待機児童解消加速化プランその他の子ども・子育て支援の実施に当たって必要となる次に掲げる措置その他必要な措置を着実に講ずるものとする。

4 政府は、病床の機能の分化及び連携等に伴う介護サービス（介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービスをいう。次条第二項において同じ。）の充実による制度の創設

5 政府は、地域における医師、看護師その他の医療従事者の確保、医療機関の施設及び設備の整備等の推進

6 政府は、前項の医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築に当たっては、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重され、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

イ 医療保険制度等の財政基盤の安定化につい

ての次に掲げる事項

イ 国民健康保険（国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三条第一項の

3 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに職業生活と家庭生活との両立を推進する観点から、幼児期の教育及び保育その他の子育て支援の総合的な提供、平成二十五年六月十四日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針に記載された待機児童解消加速化プランその他の子ども・子育て支援の実施に当たって必要となる次に掲げる措置その他必要な措置を着実に講ずるものとする。

4 政府は、病床の機能の分化及び連携等に伴う介護サービス（介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービスをいう。次条第二項において同じ。）の充実による制度の創設

5 政府は、地域における医師、看護師その他の医療従事者の確保、医療機関の施設及び設備の整備等の推進

6 政府は、前項の医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築に当たっては、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重され、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措

置を講ずるものとする。

イ 医療保険制度等の財政基盤の安定化につい

ての次に掲げる事項

イ 国民健康保険（国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三条第一項の

規定により行われるものに限る。以下この項目において同じ。)に対する財政支援の拡充に関する、国民健康保険の保険者、運営等の在り方(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び次号において同じ。)の適正化等の取組を推進するとともに、イに掲げる措置を講ずることにより国民健康保険の更なる財政基盤の強化を図り、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことと基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村(特別区を含む)の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村(特別区を含む)において適切に役割を分担するため必要な方策

ハ 医療保険の保険料に係る国民の負担に関する国民の負担に関する法律(平成二十五年法律第二十六号)附則第二条に規定する所要の措置

二 医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての次に掲げる事項
イ 国民健康保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減
ロ 被用者保険等保険者(持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)第三条の規定による改正前の国民健康保険法(以下このロにおいて「改正前国保法」という。)附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者(健康新法(大正十一年法律第七十号)第百二十三条规定第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。)をい。以下この口及び次条第四項において同じ。)に係る高齢者医療保険第百一十八条第一項に規定する後期高齢者支援金の額の全てを当該使用者保険等保険者の標準報酬総額(改正前国保法附則第十二条第一項に規定する標準報酬総額をい。次条第四項において同じ。)に応じた負担とすること。
ハ 被保険者の所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し
二 国民健康保険の保険料の賦課限度額及び標準報酬月額等(医療保険各法(国民健康

保険法を除く。)に規定する標準報酬月額及び標準報酬の月額をいう。)の上限額の引上げ
三 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項
イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う七十歳から七十四歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し
ロ 医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し
四 政府は、前項の措置を平成二十六年度から平成二十九年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。
五 政府は、第七項の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。
六 政府は、この法律の施行の際現に実施されている難病及び小児慢性特定疾患(児童福祉法第二十一条の五に規定する医療の給付の対象となる疾患有)の見直しに向けた検討を行ふものとする。
七 政府は、この法律の施行の際現に実施されている難病及び小児慢性特定疾患に係る医療費助成について、難病対策に係る都道府県の超過負担の解消とともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度(以下この項において同じ。)を確立するため、新制度の確立につなげて、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
八 新制度を制度として確立された医療の社会保障給付とすること。
九 二新制度の対象となる疾患の認定基準の見直し
一 新制度の自己負担の新制度以外の医療費に係る患者の負担の軽減を図る制度との均衡を考慮した見直し
二 新制度の対象となる患者の認定基準の見直し
三 新制度の対象となる疾患の認定基準の見直し

三 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項
イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う七十歳から七十四歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し
ロ 医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し
四 政府は、前項の措置を平成二十六年度から平成二十九年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。
五 政府は、第七項の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。
六 政府は、この法律の施行の際現に実施されている難病及び小児慢性特定疾患(児童福祉法第二十一条の五に規定する医療の給付の対象となる疾患有)の見直しに向けた検討を行ふものとする。
七 政府は、この法律の施行の際現に実施されている難病及び小児慢性特定疾患に係る医療費助成について、難病対策に係る都道府県の超過負担の解消とともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度(以下この項において同じ。)を確立するため、新制度の確立につなげて、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
八 新制度を制度として確立された医療の社会保障給付とすること。
九 二新制度の対象となる疾患の認定基準の見直し
一 新制度の自己負担の新制度以外の医療費に係る患者の負担の軽減を図る制度との均衡を考慮した見直し
二 新制度の対象となる患者の認定基準の見直し
三 新制度の対象となる疾患の認定基準の見直し

三 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項
イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う七十歳から七十四歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し
ロ 医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し
四 政府は、前項の措置を平成二十六年度から平成二十九年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。
五 政府は、第七項の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。
六 政府は、この法律の施行の際現に実施されている難病及び小児慢性特定疾患(児童福祉法第二十一条の五に規定する医療の給付の対象となる疾患有)の見直しに向けた検討を行ふものとする。
七 政府は、この法律の施行の際現に実施されている難病及び小児慢性特定疾患に係る医療費助成について、難病対策に係る都道府県の超過負担の解消とともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度(以下この項において同じ。)を確立するため、新制度の確立につなげて、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
八 新制度を制度として確立された医療の社会保障給付とすること。
九 二新制度の対象となる疾患の認定基準の見直し
一 新制度の自己負担の新制度以外の医療費に係る患者の負担の軽減を図る制度との均衡を考慮した見直し
二 新制度の対象となる患者の認定基準の見直し
三 新制度の対象となる疾患の認定基準の見直し

三 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項
イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う七十歳から七十四歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し
ロ 医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し
四 政府は、前項の措置を平成二十六年度から平成二十九年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。
五 政府は、第七項の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。
六 政府は、この法律の施行の際現に実施されている難病及び小児慢性特定疾患(児童福祉法第二十一条の五に規定する医療の給付の対象となる疾患有)の見直しに向けた検討を行ふものとする。
七 政府は、この法律の施行の際現に実施されている難病及び小児慢性特定疾患に係る医療費助成について、難病対策に係る都道府県の超過負担の解消とともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度(以下この項において同じ。)を確立するため、新制度の確立につなげて、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
八 新制度を制度として確立された医療の社会保障給付とすること。
九 二新制度の対象となる疾患の認定基準の見直し
一 新制度の自己負担の新制度以外の医療費に係る患者の負担の軽減を図る制度との均衡を考慮した見直し
二 新制度の対象となる患者の認定基準の見直し
三 新制度の対象となる疾患の認定基準の見直し

三 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項
イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う七十歳から七十四歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し
ロ 医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し
四 政府は、前項の措置を平成二十六年度から平成二十九年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。
五 政府は、第七項の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。
六 政府は、この法律の施行の際現に実施されている難病及び小児慢性特定疾患(児童福祉法第二十一条の五に規定する医療の給付の対象となる疾患有)の見直しに向けた検討を行ふものとする。
七 政府は、この法律の施行の際現に実施されている難病及び小児慢性特定疾患に係る医療費助成について、難病対策に係る都道府県の超過負担の解消とともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度(以下この項において同じ。)を確立するため、新制度の確立につなげて、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
八 新制度を制度として確立された医療の社会保障給付とすること。
九 二新制度の対象となる疾患の認定基準の見直し
一 新制度の自己負担の新制度以外の医療費に係る患者の負担の軽減を図る制度との均衡を考慮した見直し
二 新制度の対象となる患者の認定基準の見直し
三 新制度の対象となる疾患の認定基準の見直し

第三章 社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議

第一節 社会保障制度改革推進本部

第七条 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、社会保障制度改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

第八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 前章の措置についてその円滑な実施を総合的かつ計画的に推進すること。
 二 前章の措置についてその実施状況の総合的な検証を行うこと。
 三 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、改革について、前号の検証の結果に基づき、必要があると認めるときは、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。

四 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、改革について、社会保障制度改革推進会議が第十九条の規定による意見を述べた場合において、必要があると認めるときは、社会保障制度改革推進法第一条の基本的な考え方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。

五 前各号に掲げる者ほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料の提出その他の協力）

第十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

二 内閣総理大臣の諮問に応じ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、改革について、社会保障制度改革改進法第二条の基本的な考え方等に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること。

（組織）

会議は、委員二十人以内をもつて組織する。

（委員）

第二十一条 委員は、優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する。

（議長）

第二十二条 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

（議長）

第二十三条 会議に係る事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（設置期限）

第十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（設置期限）

第十五条 本部は、その設置の日から起算して八年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。

（主任の大臣）

第十六条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣法に定めるものとする。

（設置期限）

第十七条 本部に、社会保障制度改革推進副本部長（以下「副本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

（社会保険制度改革推進副本部長）

第十八条 本部に、社会保障制度改革推進副本部長（次項において「副本部員」という。）を置く。

（社会保険制度改革推進副本部員）

第十九条 本部に、社会保障制度改革推進本部（次項において「本部員」という。）を置く。

第四章 雑則

（財源の確保）

第二十八条 第二章の措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るものについては、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行つたための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の施行により増加する地方消費税の収入の活用並びに同章の措置を講ずることによる社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化により必要な財源を確保しつつ、講ずるものとする。

（所掌事務）

第十九条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、改革について、前章の措置の進捗状況を把握するとともに、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、令和七年を展望しつつ、総合的に検討を行い、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること。

二 内閣総理大臣の諮問に応じ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、改革について、社会保障制度改革改進法第二条の基本的な考え方等に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること。

（組織）

会議は、委員二十人以内をもつて組織する。

（議長）

第二十条 会議は、委員二十人以内をもつて組織する。

（委員）

第二十一条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（議長）

第二十二条 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

（議長）

第二十三条 会議に係る事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（設置期限）

第十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（設置期限）

第十五条 本部は、その設置の日から起算して八年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。

（主任の大臣）

第十六条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣法に定めるものとする。

（設置期限）

第十七条 本部に、社会保障制度改革推進副本部長（次項において「副本部員」という。）を置き、國務大臣をもつて充てる。

（社会保険制度改革推進副本部員）

第十八条 本部に、社会保障制度改革推進本部（次項において「本部員」という。）を置く。

（社会保険制度改革推進本部員）

までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。)をもつて充てる。

（所掌事務）

第十九条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、改革について、前章の措置の進捗状況を把握するとともに、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、令和七年を展望しつつ、総合的に検討を行い、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること。

二 内閣総理大臣の諮問に応じ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、改革について、社会保障制度改革改進法第二条の基本的な考え方等に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること。

（組織）

会議は、委員二十人以内をもつて組織する。

（議長）

第二十条 会議は、委員二十人以内をもつて組織する。

（委員）

第二十一条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（議長）

第二十二条 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

（議長）

第二十三条 会議に係る事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（設置期限）

第十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（設置期限）

第十五条 本部は、その設置の日から起算して八年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。

（主任の大臣）

第十六条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣法に定めるものとする。

（設置期限）

第十七条 本部に、社会保障制度改革推進副本部長（次項において「副本部員」という。）を置き、國務大臣をもつて充てる。

（社会保険制度改革推進副本部員）

第十八条 本部に、社会保障制度改革推進本部（次項において「本部員」という。）を置く。

（社会保険制度改革推進本部員）

（財源の確保）

第二十八条 第二章の措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るものについては、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の施行により増加する地方消費税の収入の活用並びに同章の措置を講ずることによる社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化により必要な財源を確保しつつ、講ずるものとする。

第三章 社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議

第一節 社会保障制度改革推進本部

第七条 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、内閣に、社会保障制度改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

第八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前章の措置についてその円滑な実施を総合的かつ計画的に推進すること。

二 前章の措置についてその実施状況の総合的な検証を行うこと。

三 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、改革について、前号の検証の結果に基づき、必要があると認めるときは、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。

四 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、改革について、社会保障制度改革推進会議が第十九条の規定による意見を述べた場合において、必要があると認めるときは、社会保障制度改革推進法第一条の基本的な考え方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。

五 前各号に掲げる者ほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料の提出その他の協力）

第十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の措置その他の第二章の措置のうち地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられるものを講ずるに当たっては、全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定期限による届出をしたものをいう。）の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置についてこれらの者の理解を得ることを目指すものとする。

（組織）

会議は、委員二十人以内をもつて組織する。

（議長）

第二十二条 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

（議長）

第二十三条 会議に係る事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（設置期限）

第十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（設置期限）

第十五条 本部は、その設置の日から起算して八年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。

（主任の大臣）

第十六条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣法に定めるものとする。

（設置期限）

第十七条 本部に、社会保障制度改革推進副本部長（次項において「副本部員」という。）を置き、國務大臣をもつて充てる。

（社会保険制度改革推進副本部員）

第十八条 本部に、社会保障制度改革推進本部（次項において「本部員」という。）を置く。

（社会保険制度改革推進本部員）

（財源の確保）

第二十八条 第二章の措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るものについては、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の施行により増加する地方消費税の収入の活用並びに同章の措置を講ずることによる社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化により必要な財源を確保しつつ、講ずるものとする。

第三章 社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議

第一節 社会保障制度改革推進本部

第七条 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、内閣に、社会保障制度改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

第八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前章の措置についてその円滑な実施を総合的かつ計画的に推進すること。

二 前章の措置についてその実施状況の総合的な検証を行うこと。

三 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、改革について、前号の検証の結果に基づき、必要があると認めるときは、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。

四 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、改革について、社会保障制度改革推進会議が第十九条の規定による意見を述べた場合において、必要があると認めるときは、社会保障制度改革推進法第一条の基本的な考え方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。

五 前各号に掲げる者ほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料の提出その他の協力）

第十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定期限による届出をしたものをいう。）の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置についてこれらの者の理解を得ることを目指すものとする。

（組織）

会議は、委員二十人以内をもつて組織する。

（議長）

第二十二条 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

（議長）

第二十三条 会議に係る事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（設置期限）

第十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（設置期限）

第十五条 本部は、その設置の日から起算して八年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。

（主任の大臣）

第十六条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣法に定めるものとする。

（設置期限）

第十七条 本部に、社会保障制度改革推進副本部長（次項において「副本部員」という。）を置き、國務大臣をもつて充てる。

（社会保険制度改革推進副本部員）

第十八条 本部に、社会保障制度改革推進本部（次項において「本部員」という。）を置く。

（社会保険制度改革推進本部員）

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第五十九条及び第六十条の規定 公布の日
 (その他の経過措置の政令への委任)
第二百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六号) **抄**
 (施行期日)
七号 **抄**
 この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三号) **抄**
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保險法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十一条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定

二 略

三 第三条、第六条及び第十条の規定並びに附則第三条、第四条、第二十二条、第二十七条及び第二十八条の規定、附則第五十三条中介護保険法附則第十一条の改正規定並びに附則第六十条、第六十三条及び第六十六条の規定

平成二十九年四月一日
 (その他の経過措置の政令への委任)
第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第二百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)
六号 **抄** **(平成二七年九月一日法律第六号)**

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 (情緒障害児短期治療施設に関する経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に存する旧法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設は、新法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設とみなす。
 (その他の経過措置の政令への委任)
第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二八年一月二八日法律第六号) **抄**
 (施行期日)
第一条 この法律は、令和三年五月一九日法律第三十六条 **附 則** (平成二八年一月二八日法律第六号) **抄**
 (施行期日)
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。